

印鑑、印鑑登録 のこと

○ 印鑑 のこと

日本では、印鑑がサイン（サイン＝署名）と同じ意味を持っています。

普段は、認め印という小さい印鑑を使います。

役所に書類を出すとき、大切な郵便物を受け取る時、宅配便などを受け取る時などです。

大切な契約をする時（土地、家、車を買う時など）は、実印や印鑑登録証明書がいります。

○ 実印と 印鑑登録証明書 のこと

実印はあらかじめ市区町村の役所などにあらかじめ使う印鑑を知らせて記録するものです。

役所で記録された印鑑を実印といいます。

実印は、にせものの印鑑が作りにくい大きいものにします。実印として登録する印鑑で

使う名前は、パスポート（ばすぽーと）の名前や外国人登録証明書の名前またはふりがなをつけた

名前など、役所に登録している名前を使ってください。

てつづ ばしよ
(手続きを する 場所)

にしのみやしやくしよ し みる か
西宮市役所 市民課 0798-35-3108

にしのみやし ちいき ししよ
西宮市内の それぞれの地域にある 支所、サービスセンター（さーびすせんたー）、

アクタ西宮ステーション(あくた にしのみや すてーしょん)で とうろく
登録する ことが できます。

いんかんとうろくしょうめいしよ つか いんかん じついん じついん しょうめい
印鑑登録証明書は、使っている印鑑が 実印(実印)で ある ことを 証明する ものです。

じついん つか たいせつ けいやく いんかんとうろくしょうめいしよ ひつよう
実印を 使って 大切な 契約を するとき、印鑑登録証明書が 必要に なることが あり
ます。

いんかんとうろく ○ 印鑑登録 のこと

いんかんとうろく ざいさん けんり まも たいせつ せいど
印鑑登録は、財産と 権利を 守る ための 大切な 制度です。

いんかんとうろく
(1) 印鑑登録が できる ひと

さいいじょう し く ちょう ぞん じゅう みる き ほん だ い ち ょう きろく ひと
15歳以上で、その 市区町村の 住民基本台帳に 記録されている 人です。

いんかんとうろく
(2) 印鑑登録を するには

とうろく てつづ とうろく いんかん ざいりゅう か ー ど も やくしよ い
登録の 手続きを するには、登録する 印鑑と 在留カードなどを 持って、役所に 行き
ます。

じぶん てつづ やくしよ いった とうろく
自分で 手続きを すれば、役所に 行った ときに 登録が できます。

か ひと てつづ
代わりの 人が 手続きを することも できます。

※在留カード（ざいりゅうカード）など

ざいりゅう か ー ど とく べつ えい じゅう しゃ しょう めい しよ ゆう こう がいこく じん とうろく しょう めい しよ ば す ぽ ー と
⇒ 在留カード、特別永住者証明書、有効な 外国人登録証明書、パスポート

いんかんとろうくしょう いんかんとろうくかーど
○ 印鑑登録証、印鑑登録カード のこと

いんかんとろうく いんかんとろうくしょう しゅくちょうそん かかり み いんかん
印鑑登録を すると 印鑑登録証が できます。これを 市区町村の 係に 見せると、印鑑

とろうくしょうめいしょ かわり ひと もう こ
登録証明書を もらえます。 代わりの 人が 申し込む ことも できます。

しゅくちょうそん てつづ ばしょ ほうほう しゅるい なまえ
※ 市区町村によって、手続きを する 場所、方法や サービス（さーびす）の種類、名前が
ちがうことが あります。

くわ にほんご ひと いっしょ き
※ 詳しいことは、日本語がわかる 人と 一緒に 聞いてください。